

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20170612	有限会社林物流サービス 法人番号(7120002062565) 代表者林由希雄	大阪府大阪市住之江区南港東2-2-10	福山支店	広島県福山市南手城町3丁目27番31号	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第3項前段、第17条第1項及び第4項	平成28年7月21日山陽自動車道上り赤坂トンネル内で渋滞で停止中の車両に追突し、多重衝突事故を惹起したことを端緒として、平成28年7月26日、同年9月27日及び同年10月19日に監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第4号)(2)事業計画変更事前届出違反(施行規則第6条第1項第1号)(3)健康状態の把握義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)点呼の記載事項義務違反(安全規則第7条第5項)(7)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(8)乗務等の記載事項義務違反(安全規則第8条第1項)(9)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(10)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(11)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(12)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(13)特定の運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第2項)(14)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(15)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)	6	6
20170615	有限会社福岡運送 法人番号(8260001004108) 代表者福岡悦男	岡山県岡山市南区内尾275-13	本社営業所	岡山県岡山市南区内尾275-13	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	兵庫県・広島県公安委員会からの最高速度超過違反にかかる道路交通法第108条の34による通知が1年間で3件に達したことを端緒として、平成29年6月14日に監査実施。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

20170619	タケチ建運株式会社 法人番号(8260001004108) 代表者武知勝則	岡山県岡山市中区平井2-2215-3	本社営業所	岡山県岡山市中区江崎446-1他	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成28年10月27日に岡山労働基準監督署との合同監督監査実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(4)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(5)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	8	8
20170619	有限会社十神自動車 法人番号(6280002004866) 代表者景山誠	島根県松江市東出雲町揖屋2768番地	松江営業所	島根県松江市東出雲町揖屋町崎田2768番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成28年9月27日、同年11月15日及び同年11月21日に監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(8)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第1項)(9)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	5	5
20170623	樋口運送株式会社 法人番号(9240001009735) 代表者樋口和之	広島県広島市西区草津港2-6-28	本社	広島県広島市西区草津港2-6-28	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(220日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成27年2月20日、同年3月3日、同年3月9日及び同年4月3日に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(7)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	34	34

20170626	日ノ丸西濃運輸株式会社 法人番号(5270001000653) 代表者奥田繁吉	鳥取県鳥取市湖山町東3丁目40	出雲営業所	鳥根県出雲市稲岡町37,38	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	鳥根労働局と平成28年10月17日に鳥根労働局と合同監査を、同年12月20日に監査実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(安全規則)第7条第1項、第2項及び第3項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	1	1
20170627	西部運輸株式会社 法人番号(1240001031060) 代表者田口哲士	広島県福山市箕沖町105-17	山口支店	山口県山口市鑄銭司字鑄銭司団地南1184-15	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第1項、第17条第1項及び第4項	運転者が突然の疾病により単独事故を惹起し、その後死亡が確認されたことを端緒として、平成28年8月26日及び同年11月10日に監査実施。6件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)	21	15
20170627	有限会社吉原運送 法人番号(2240002017834) 代表者松永忠広	広島市安芸区上瀬野南2-10-15	本社	広島市安芸区上瀬野南2-10-15	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成28年9月21日に広島労働局との合同監査、同年11月18日に監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)整備管理者の変更未届出違反(安全規則第13条本文関係)(8)運行管理者の解任未届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	4	4

20170627	合同呉運送株式会社 法人番号(1240001 025839) 代表者瀬島高志	広島県呉市広多賀谷2- 7-29	本社	広島県呉市広多賀谷2- 7-29	輸送施設の使用停止 (140日車)及び文書 警告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項、第4項、第1 8条第3項及び第24条	死亡事故を惹起したとして広島県公安委員会 から通知を受けたことを端緒に、平成28年11 月10日及び同年12月14日監査実施。17件 の違反が認められた。(1)事業計画の変更認 可違反(無認可車庫)(貨物自動車運送事業法 施行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号) (2)事業計画の変更認可違反(車庫の収容能 力不足)(施行規則第2条第1項第4号)(3)乗 務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4 項)(4)健康状態の把握義務違反(安全規則 第3条第6項)(5)点呼の実施義務違反(安全 規則第7条第1項、第2項及び第3項)(6)点 呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5 項)(7)乗務等の記録事項義務違反(安全規 則第8条第1項)(8)運行指示書の作成義務 違反(安全規則第9条の3第1項、第2項及び 第3項)(9)運転者台帳の作成義務違反(安全 規則第9条の5第1項)(10)運転者台帳の記 載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項) (11)運転者に対する指導監督違反(安全規 則第10条第1項)(12)運転者に対する指導 監督の記録違反(安全規則第10条第1項)(1 3)特定の運転者に対する指導監督違反(安全 規則第10条第2項)(14)特定の運転者に対 する適性診断受診義務違反(安全規則第10 条第2項)(15)運行管理者の講習受講義務 違反(安全規則第23条第1項)(16)運行管理 補助者の要件違反(安全規則第18条第3項) (17)事故報告義務違反(貨物自動車運送事 業法第24条)	14	14
----------	---	---------------------	----	---------------------	--------------------------------	--	---	----	----

20170628	有限会社川島組 法人番号(2240002 040092) 代表者川島孝一	広島県福山市曙町6丁目 16-3	本社営業所	広島県福山市曙町6丁目 16-3	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第3項 前段、第17条第1項及 び第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29 年3月8日及び同年3月28日に監査を実施。 16件の違反が認められた。(1)事業計画の変 更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施 行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号) (2)事業計画事前変更届出違反(事業用自動 車の数)(施行規則第6条第1項第1号)(3)乗 務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4 項)(4)輸送の安全確保遵守事項違反(積載 方法)(安全規則第5条)(5)限度超過車両に 係る指導監督違反(安全規則第5条の2)(6) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1 項、第2項及び第3項)(7)点呼の記録事項義 務違反(安全規則第7条第5項)(8)乗務等 の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項) (9)運行指示書の作成義務違反(安全規則第 9条の3)(10)運行指示書の記載事項義務違 反(安全規則第9条の3)(11)運転者台帳の 作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)(1 2)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規 則第9条の5第1項)(13)運転者に対する指 導監督違反(安全規則第10条第1項)(14)運 転者に対する指導監督の記録違反(安全規則 第10条第1項)(15)整備管理者の研修受講 義務違反(安全規則第15条)(16)運行管理 者の講習受講義務違反(安全規則第23条第 1項)	8	8
20170629	株式会社ケイワイケイ 福山 法人番号(8240001 034668) 代表者唐川智彦	広島県福山市加茂町下加 茂182-1	山口営業所	山口県周南市大字樋口字 上林河内671-3 (監査時点:山口県下松市 栄町1丁目1-5-102)	事業停止(30日間)、 輸送施設の使用停止 (30日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	山口労働局長より自動車運転者の労働条件 改善のための通知を受けたことを端緒として、 平成27年10月29日及び同27年11月26日 に監査を実施。6件の違反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条 第4項)(2)乗務時間等告示なお書きの遵守 違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び 第3項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規 則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務 違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者台帳 の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第 1項)	33	33